

株 主 各 位

東京都台東区浅草橋五丁目29番8号
株 式 会 社 シ モ ジ マ
代表取締役社長 下 島 和 光

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月23日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成26年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋浜町一丁目8番12号
東実年金会館 4階会議室
末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。

3. 目的事項 報告事項

1. 第53期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。なお、会場への入場開始は午前9時を  
予定しております。開会直前は会場受付が大変混雑いたしますので、お早目の  
来場をお願い申し上げます。

- ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください(<http://www.shimojima.co.jp>)。

(提供書面)

## 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、日銀による金融緩和策や成長戦略に基づく経済政策を背景に円安・株高が進行し、海外景気は米国の量的金融緩和縮小による新興国の経済成長の鈍化など先行き不透明な状況が続き、弱含みで推移いたしました。当社が属する業界においても、円安基調の定着や原材料等価格の上昇など、極めて厳しい状況が続いております。

このような状況のもとで、当社グループは基本理念である「お客様のニーズに迅速かつ的確にお応えする」ことを基本に、販売体制及び利益基盤の強化に取り組んでまいりました。営業販売部門においては、注力してまいりました重点業界に対する新規開拓及び取引深耕を推進することによって、特に農業資材や製菓製パン及びアパレルの分野で売上増に貢献することができました。また、特注品の拡販により紙袋とポリ袋の分野において、売上が増加いたしました。

一方、店舗販売部門においては、お客様のニーズに沿ったマーチャндаイジングを推進し、併せて「見やすい、分かりやすい、買いやすい売場づくり」をテーマに大型店を中心とした売場のリニューアルを実施し、お客様にご満足いただける店づくりをしてまいりました。更に、取扱商品の見直しを行うとともに、積極的な販売促進施策を実施いたしました。

この結果、連結売上高は493億61百万円（前期比3.4%増）となり、前期比増収を確保いたしました。利益面については、化成品事業において為替の影響や原材料の値上がり等調達コストの上昇により、粗利額・粗利率とも大幅に低下いたしました。販売管理費については、業務の効率化の推進及び物流比率の改善等により若干減少いたしました。

段階利益は、連結営業利益19億91百万円（前期比18.3%減）、連結経常利益21億18百万円（前期比17.1%減）、連結当期純利益12億71百万円（前期比19.3%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### 〔紙製品事業〕

紙袋・包装紙・紙器は当社グループの主力商品であり、主に当社オリジナルブランド商品を販売いたしております。

紙袋においては既製品の拡販及び新商品開発に注力するとともに、特注品の受注を強化することで、売上は増加いたしました。一方、包装紙においては需要の減少傾向に変化は見られませんでした。紙器においては新商品開発により販売量も比較的好調に推移いたしました。その結果、紙製品事業の連結売上高は、97億60百万円（前期比2.1%増）となりました。

#### 〔化成品・包装資材事業〕

ポリ袋・PP袋等の化成品と粘着テープ・食品関連包材・紐リボン等の一般包装資材は社会ニーズに適合した商品開発を推進し、販売強化を図ってまいりました。当連結会計年度は化成品において、引き続き特注品受注の強化及び品揃えの充実に注力してまいりました。また、食品関連包材の販売強化にも努めてまいりました。その結果、化成品・包装資材事業売上高は、257億6百万円（前期比5.5%増）となりました。

#### 〔店舗用品事業〕

事務用品・商店用品・日用雑貨等含む店舗用品事業は、オリジナルブランド商品を含め多岐に亘っております。「店舗及びオフィスで使用するあらゆる物が揃う」をコンセプトにした販売体制を整え事業展開を進めております。当連結会計年度は、日用雑貨品におけるオリジナルブランド商品の開発をすすめ、また、文具・事務用品における常備在庫アイテムを拡充し、お客様の利便性向上に努めてまいりました。その結果、店舗用品事業の連結売上高は、138億94百万円（前期比0.5%増）となりました。

## セグメント別売上高

| 区 分                    | 主 要 品 目                    | 第52期<br>(平成24年4月1日から<br>平成25年3月31日まで) |           | 第53期<br>(平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで) |           |
|------------------------|----------------------------|---------------------------------------|-----------|---------------------------------------|-----------|
|                        |                            | 売 上 高                                 | 構 成 比     | 売 上 高                                 | 構 成 比     |
| 紙 製 品 事 業              | 紙袋、包装紙、<br>紙器等             | 百万円<br>9,558                          | %<br>20.0 | 百万円<br>9,760                          | %<br>19.8 |
| 化 成 品 ・<br>包 装 資 材 事 業 | ポリ袋、<br>粘着テープ、<br>その他包装資材等 | 24,363                                | 51.0      | 25,706                                | 52.1      |
| 店 舗 用 品 事 業            | POP用品、<br>文具事務用品、<br>店舗雑貨等 | 13,827                                | 29.0      | 13,894                                | 28.1      |
| そ の 他 事 業              | 物流                         | —                                     | —         | —                                     | —         |
| 合 計                    | —                          | 47,748                                | 100.0     | 49,361                                | 100.0     |

### (2) 設備投資の状況

子会社ハイコーパック(株)の生産設備等の機械装置で187百万円、田沼物流センターの機械装置及び造作設備で74百万円、ITに係るハードウェア、ソフトウェア投資で220百万円等、総額764百万円の設備投資を実施しました。

### (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### (4) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### (5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

#### (6) 会社の対処すべき課題

当社グループは、円安基調の定着や原材料等価格の上昇など厳しい局面にありますが、利益拡大をはかるため売上高の伸長及び仕入原価の低減など、下記の課題に取り組んでまいります。

事業拡大・利益体質の強化につきましては、当社グループの基本理念に沿ったオリジナル商品の企画・開発の実施と取扱商品の拡大等をはかってまいります。子会社等の設備能力を最大限に活用し、一層の市場開拓に努めるとともに重点業界における新規販売チャネルの拡大、店舗部門の活性化、Webによる通販事業の強化等売上拡大に取り組んでまいります。

原価低減・品質の向上につきましては、海外を含めた新規仕入先の開拓、子会社・仕入先等の生産性向上及び品質の向上に取り組み、不良品（事故対策）の撲滅に対応してまいります。また、物流体制を見直すとともに西日本地区の物流強化をはかってまいります。

法令順守・環境対策につきましては、社外取締役の選任によるコーポレート・ガバナンスの強化、CSR(企業の社会的責任)の一層の充実をはかるとともに環境配慮型商品の企画・開発に積極的に取り組んでまいります。

当社を取り巻く経営環境は年々著しく変化するなか、グループシナジーを推進し価値ある企業として成長することをめざしてまいります。

## (7) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第50期<br>(平成22年4月1日から<br>平成23年3月31日まで) | 第51期<br>(平成23年4月1日から<br>平成24年3月31日まで) | 第52期<br>(平成24年4月1日から<br>平成25年3月31日まで) | 第53期<br>(平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで) |
|----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 売上高 (百万円)      | 48,177                                | 47,303                                | 47,748                                | 49,361                                |
| 経常利益 (百万円)     | 2,608                                 | 2,708                                 | 2,557                                 | 2,118                                 |
| 当期純利益 (百万円)    | 1,287                                 | 1,541                                 | 1,575                                 | 1,271                                 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 54.30                                 | 65.50                                 | 67.12                                 | 54.16                                 |
| 総資産 (百万円)      | 35,002                                | 35,827                                | 37,221                                | 38,068                                |
| 純資産 (百万円)      | 28,387                                | 29,146                                | 30,403                                | 31,017                                |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 1,196.19                              | 1,240.62                              | 1,292.32                              | 1,320.26                              |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第50期<br>(平成22年4月1日から<br>平成23年3月31日まで) | 第51期<br>(平成23年4月1日から<br>平成24年3月31日まで) | 第52期<br>(平成24年4月1日から<br>平成25年3月31日まで) | 第53期<br>(平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで) |
|----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 売上高 (百万円)      | 44,833                                | 44,001                                | 44,363                                | 45,736                                |
| 経常利益 (百万円)     | 2,624                                 | 2,672                                 | 2,658                                 | 2,076                                 |
| 当期純利益 (百万円)    | 1,361                                 | 1,499                                 | 1,554                                 | 1,233                                 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 57.38                                 | 63.71                                 | 66.21                                 | 52.54                                 |
| 総資産 (百万円)      | 34,338                                | 35,077                                | 36,350                                | 37,087                                |
| 純資産 (百万円)      | 28,343                                | 29,050                                | 30,242                                | 30,829                                |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 1,194.72                              | 1,237.30                              | 1,288.05                              | 1,313.08                              |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名        | 所在地 | 資本金    | 議決権比率        | 主要な事業内容            |
|------------|-----|--------|--------------|--------------------|
| 商い支援(株)    | 東京都 | 100百万円 | 100%         | 店舗用品等の業<br>店通信販売   |
| シモジマ加工紙(株) | 栃木県 | 20     | 100          | 物流業                |
| サンワ(株)     | 大阪府 | 90     | 100          | 紙製品・店舗用品等の業<br>販 売 |
| (株)リード商事   | 東京都 | 10     | 100          | 紙製品・店舗用品等の業<br>販 売 |
| ハイコーパック(株) | 栃木県 | 80     | 25.0<br>(注1) | 紙製品等の業<br>製 造      |
| (有)彩光社     | 東京都 | 3      | 36.4<br>(注1) | 印刷業                |
| (株)エスティシー  | 東京都 | 90     | 100<br>(注2)  | 紙製品・化成品等の業<br>輸 入  |

(注1)ハイコーパック(株)及び(有)彩光社の議決権比率は50%以下ですが、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

(注2)(株)エスティシーは、輸入業務の集約化・合理化のため、平成25年10月1日より業務移管したものであります。

(9) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

| セグメント<br>区分    | 主要製品                   | 会社名                                            |
|----------------|------------------------|------------------------------------------------|
| 紙製品事業          | 紙袋、包装紙、紙器等             | 当社、サンワ(株)、商い支援(株)、<br>ハイコーパック(株)、<br>(株)エスティシー |
| 化成品・<br>包装資材事業 | ポリ袋、粘着テープ、<br>その他包装資材等 | 当社、サンワ(株)、商い支援(株)、<br>(株)エスティシー                |
| 店舗用品事業         | POP用品、文具事務用品、<br>店舗雑貨等 | 当社、サンワ(株)、<br>(株)リード商事、(有)彩光社                  |
| その他事業          | 上記事業の運送・保管             | シモジマ加工紙(株)                                     |



(10) 主要な営業所及び拠点（平成26年3月31日現在）

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当 社   | ①本社                                                                                                                                                                                                                                                              | 東京都台東区浅草橋五丁目29番8号                                                                                                                      |
|       | ②営業所                                                                                                                                                                                                                                                             | 東京、大阪、札幌、盛岡、仙台、新潟、宇都宮、埼玉、千葉、横浜、静岡、名古屋、広島、福岡                                                                                            |
|       | ③店舗<br>(東京)                                                                                                                                                                                                                                                      | 横山町店、馬喰町店、浅草橋5号館、府中店、関東通販店、canaelle、east side tokyo、east side tokyoクラブ店、WRAPPLE、ラッピング倶楽部、パッケージプラザ三軒茶屋店、パッケージプラザ中野店、プロパックかっぱ橋店、プロパック立川店 |
|       | (大阪)                                                                                                                                                                                                                                                             | 心斎橋店、船場センタービル3号館店、船場センタービル7号館店、プロパック東大阪店                                                                                               |
| (その他) | 名古屋店（名古屋市）、明道町店（名古屋市）、ニューポートひたちなか店（ひたちなか市）、宇都宮店（宇都宮市）、宇都宮市場店（宇都宮市）、松戸店（松戸市）、船橋店（船橋市）、岐阜店（岐阜市）、三宮店（神戸市）、east side tokyoセンター北（横浜市）、パッケージプラザ平林店（長野市）、パッケージプラザ宮千代店（仙台市）、パッケージプラザ横浜店（横浜市）、プロパック所沢店（所沢市）、プロパック西大路五条店（京都市）、プライダルボックス福岡（福岡市）、プライダルボックスアニバーサリーサロン横濱店（横浜市） |                                                                                                                                        |
|       | ④配送センター                                                                                                                                                                                                                                                          | 田沼配送センター（佐野市）<br>東部配送センター（さいたま市）<br>西部配送センター（東大阪市）                                                                                     |
| 子会社   | ⑤営業拠点                                                                                                                                                                                                                                                            | 商い支援㈱(東京都台東区)<br>サンワ㈱(大阪市中央区)<br>㈱リード商事(東京都大田区)                                                                                        |
|       | ⑥生産拠点                                                                                                                                                                                                                                                            | ヘイコーパック㈱(栃木県芳賀町)<br>㈱彩光社（東京都荒川区）                                                                                                       |
|       | ⑦その他                                                                                                                                                                                                                                                             | シモジマ加工紙㈱(栃木県佐野市)<br>㈱エスティシー（東京都台東区）                                                                                                    |

(11) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 854名    | △4名         |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数   | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|---------|--------|
| 619(258)名 | 6(△8)名    | 35.7歳   | 13.2年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は、正規就労時間による年平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(12) 主要な借入先の状況

特記すべき事項はありません。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 67,000,000株
- ② 発行済株式の総数 24,257,826株
- ③ 株主数 5,952名
- ④ 上位10名の株主の状況

| 株主名          | 持株数     | 持株比率   |
|--------------|---------|--------|
| 有限会社 謙友      | 2,822千株 | 12.01% |
| 有限会社 ケイエヌジェイ | 2,787   | 11.87  |
| 有限会社 和貴      | 2,295   | 9.77   |
| 下島 謙司        | 2,139   | 9.11   |
| 下島 公明        | 724     | 3.08   |
| 下島 和光        | 713     | 3.04   |
| シモジマ従業員持株会   | 633     | 2.69   |
| 日本生命保険相互会社   | 560     | 2.38   |
| シモジマ取引先持株会   | 435     | 1.85   |
| 有限会社 R & T   | 341     | 1.45   |
| 有限会社 K & M   | 341     | 1.45   |

(注) 1. 持株比率は発行済の普通株式の総数から自己株式（779千株）を控除して計算しております。

2. 上記のほか、当社が自己株式779千株を所有しております。

3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

4. 持株比率は、小数点第3位未満を切り捨てております。

## (2) 会社役員の状態

### ① 取締役及び監査役の状態（平成26年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                            |
|-----------|---------|----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 下 島 和 光 | サンワ(株)取締役会長                                        |
| 専務取締役     | 谷 中 浩 三 | 管理本部長                                              |
| 常務取締役     | 大 葉 博 一 | 商品本部長                                              |
| 常務取締役     | 横 山 庄 蔵 | 営業統括本部長<br>商い支援(株)代表取締役社長<br>(株)リード商事代表取締役会長       |
| 常務取締役     | 下 島 公 明 | 監査室長                                               |
| 取 締 役     | 川 西 邦 典 | 営業本部副本部長、特販部長                                      |
| 取 締 役     | 石 川 雅 秋 | 管理本部副本部長、商品管理部長                                    |
| 取 締 役     | 猪 木 秀 彦 | 管理本部副本部長、人事部長                                      |
| 取 締 役     | 植 松 徹   | 販売本部長                                              |
| 取 締 役     | 桑 子 幸 彦 | 販売本部副本部長                                           |
| 取 締 役     | 笠 井 義 彦 | 営業本部副本部長、西日本営業部長                                   |
| 常 勤 監 査 役 | 平 松 幸 義 |                                                    |
| 常 勤 監 査 役 | 白 沢 育 男 |                                                    |
| 監 査 役     | 船 井 勝 仁 | (株)船井本社代表取締役                                       |
| 監 査 役     | 佐 藤 裕 一 | 公認会計士佐藤裕一事務所代表<br>エイベックス・グループ・ホールデ<br>ィングス(株)社外取締役 |

- (注) 1. 監査役船井勝仁氏、監査役佐藤裕一氏は、社外監査役であります。
2. 監査役船井勝仁氏は、経営コンサルタントとして豊富な経験を有しております。
3. 監査役佐藤裕一氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する知見を有しております。

4. 当社は平成26年4月21日開催の取締役会において、執行役員制度の導入を決議いたしました。

(1) 執行役員制度導入の目的

- ① 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による経営効率化を推進する。
- ② 執行役員に一定の権限を委譲し、業務執行上の意思決定の迅速化及び業務執行の効率化をはかる。
- ③ 当社グループのさらなる成長に向け、能力・識見を期待できる人材を経営幹部に登用し、経営者の育成をはかる。

(2) 執行役員制度の導入時期

平成26年6月24日を予定しております。

(3) 執行役員制度導入に伴う地位及び担当等の異動は、以下のとおりを予定しています。

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                 |
|-----------|---------|------------------------------|
| 取締役専務執行役員 | 谷 中 浩 三 | 管理本部長                        |
| 取締役常務執行役員 | 横 山 庄 蔵 | 営業本部長                        |
| 取締役常務執行役員 | 下 島 公 明 | 監査室長                         |
| 執 行 役 員   | 川 西 邦 典 | 営業本部副本部長                     |
| 執 行 役 員   | 石 川 雅 秋 | 商品本部長                        |
| 執 行 役 員   | 猪 木 秀 彦 | 管理本部副本部長                     |
| 執 行 役 員   | 植 松 徹   | 販売本部長                        |
| 執 行 役 員   | 笠 井 義 彦 | 営業本部副本部長                     |
| 執 行 役 員   | 下 島 雅 幸 | 管理本部副本部長<br>(株)エスティシー代表取締役社長 |
| 執 行 役 員   | 小 野 寺 仁 | 経営企画室長<br>商い支援(株)代表取締役社長     |
| 執 行 役 員   | 下 島 謙 司 | 商品本部副本部長                     |

## ② 独立役員の届出

当社は、監査役船井勝仁氏及び監査役佐藤裕一氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し届け出ております。

## ③ 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員     | 報酬等の額     |
|------------------|----------|-----------|
| 取締役              | 11名      | 287百万円    |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(2) | 38<br>(7) |
| 合計               | 15       | 325       |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成6年6月30日開催の第33回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月30日開催の第33回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額のうち、役員賞与は40百万円（取締役35百万円、監査役4百万円。うち、社外監査役0百万円）であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 取締役

該当事項はありません。

#### ② 監査役

##### イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役船井勝仁氏は、(株)船井本社代表取締役であり、当該会社と当社との間には取引関係はありません。

監査役佐藤裕一氏は、公認会計士佐藤裕一事務所の代表であり、当該事務所と当社との間には取引関係はありません。

##### ロ. 他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

監査役佐藤裕一氏は、エイバックス・グループ・ホールディングス(株)社外取締役であり、当該会社と当社との間には取引関係はありません。

##### ハ. 会社または会社の特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### 二. 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名   | 主な活動状況                                                                                                                                                             |
|-----|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 | 船井勝仁 | 取締役会（臨時取締役会含む）15回開催中全て、並びに監査役会12回開催中全てに出席いたしました。経営コンサルタントとしての豊富な経験を活かし取締役会において、毎回報告事項や決議事項について、適宜質問するとともに、必要に応じて意見を述べております。また、監査役会においては、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 佐藤裕一 | 取締役会（臨時取締役会含む）15回開催中全て、並びに監査役会12回開催中全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜発言を行い、監査役会においては、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。                    |

##### ホ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

##### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                      | 支払額（百万円） |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 28       |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 28       |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

##### ④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、次に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとしております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



(5) 業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、取締役会において下記のとおり基本方針を定めております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスの推進活動に係る基本的事項であるコンプライアンス基本規程と取締役をはじめ全従業員の規範や基準であるグループ行動指針（行動羅針盤）を制定し、コンプライアンスの徹底をはかります。
- ・社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、その構成員として内部統制委員会より指名された各部門長を配置しています。また、コンプライアンス担当役員を設置し、内部統制委員会の中でコンプライアンスに係る項目の審議をしております。
- ・企業活動に関する法令を洗い出し、リスク評価を行い予防措置、対処方法、是正手段を検討します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、役員会議事録、決裁申請書、稟議書の文書その他の職務の執行に係る文書等の情報は、文書管理規程にしたがい保存及び管理を行います。なお、機密文書については、各部署が重要性の高い文書を指定機密文書として適切な利用並びに管理を行います。
- ・情報システム管理規程を制定して、財務諸表の作成に資することはもとより情報システムに関する電子情報全般の管理体制の確立を行うとともに、個人情報保護規程を制定し、個人情報保護方針の周知と個人情報の管理を徹底します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・担当部署または内部統制委員会において、ビジネス活動で直面するリスクの特定、評価、対応を含めたリスクマネジメントを推進し、リスクに対応した基準やマニュアル等の策定を行います。その活動の概要は定期的に取締役会へ報告します。

- ・災害等(地震、火災、新型インフルエンザ、その他)に起因する緊急事態については、危機管理規程にしたがい災害対策本部を設置して、各部署に委員を配置します。また、首都圏直下型地震に備え、人命の安全確保及び事業早期再開の取り組みに関するマニュアルを策定しています。
- ・内部者取引防止規程(インサイダー取引防止)により、社内情報管理の強化をはかるとともに未然に防止し、証券市場における信頼を確保することに努めます。
- ・情報システム管理規程及び個人情報保護規程に基づき、情報漏洩リスク及び情報セキュリティの全社管理・統括を実行します。
- ・反社会的取引防止規程並びに反社会的勢力対応マニュアルを制定し、防止に必要な社内体制や手続きについて定め、社会規範を尊重して良識ある企業活動を心がけます。
- ・品質管理規程を制定するとともに、品質管理委員会を設置して、製品安全法令等を順守し、商品品質管理を適切に実施します。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は原則、取締役会を毎月1回、また、取締役等で構成する役員会を週1回開催し、業務の全般的執行方針及び重要な業務の実施等に関し、多面的な検討を経て適切に決定するため、協議や報告を行います。
- ・業務の効率的運用や責任体制の確立をはかるため、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程並びに職務権限基準を策定するとともに取締役会付議基準や決裁手続きを定めています。
- ・本定時株主総会后に、執行役員制度を導入し取締役会における決定事項に基づいて、代表取締役のもと執行役員は業務執行を迅速に遂行する体制を整えます。
- ・本定時株主総会で社外取締役選任の決議により、事業に関するアドバイス及び取締役等の職務遂行のモニタリングが実施される体制を整えます。
- ・中期経営方針に基づき、中期経営計画の策定及び各部門長方針を策定し、定めた方法により経営計画の進捗状況の確認や経営目標の達成度向上をはかります。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス基本規程と全従業員の規範や基準であるコンプライアンス行動指針（行動羅針盤）を制定して、全従業員がルールを順守し誠実かつ公正に業務遂行するようコンプライアンスの徹底をはかります。
- ・全従業員に規範や基準を明確にするため、企業行動規範を制定し、全従業員へ配布して常時携帯を義務付けています。
- ・各部門は、企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価を実施し予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
- ・企業取引の公正化をより進行させることで、下請法（下請代金支払遅延等防止法）マニュアルの整備をはかり順守しています。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門が、各部署の業務プロセス等を定期的に監査し、業務活動の有効性、適法性、社内規程の順守等に関する検証を行っています。監査結果や改善の要否を社長へ報告するとともに、改善指導事項を各部門へ通知し、各部門は是正を行います。
- ・コンプライアンス担当部署、内部監査部門は、平素より監査役と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討します。
- ・従業員等が、法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように、社内通報規定に基づき相談・通報窓口を設置しています。

⑥ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社に対する統一的な管理事項を定めた関係会社管理規程を制定するとともに、管理部署は子会社が行う重要事項に関して承認基準を制定しこれに基づいて実行します。
- ・子会社の従業員等に対して規範や基準を明確にするため、子会社においてもコンプライアンス企業行動規範を順守します。
- ・子会社の従業員等が、法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように子会社においても相談・通報窓口を制定します。

- ・ 出向規定に基づき、常勤・非常勤に係らず子会社の取締役または監査役として本社従業員等を派遣し業務及び会計の状況を定常的に監督します。
- ・ 企業集団の業務運営状況を把握しその改善をはかるため、内部監査規程に基づき業務執行部門から独立した内部監査部門が各子会社の内部監査を実施するとともに財務報告の信頼性及び業務の適正を確保することを目指します。
- ・ グループ会社との取引については、基本契約や社内規定等に基づき市場価格によって適切に行います。

⑦ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役からの要請に基づき、監査役の職務を補助するために必要な要員を配置します。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 前号の監査役補助員は、取締役会の指揮命令系統には属さず、監査役の職務の補助にあたり、監査役補助員に対する人事異動・人事評価・懲戒処分その他人事上の措置は、監査役会の承認を得ます。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 内部監査部署が実施した内部監査の結果や内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の活動状況について監査役に報告します。また、監査役が追加監査の必要性を認めたときは、追加監査の実施または業務改善等の施策の実施を求めることができます。
- ・ 社内通報規定に基づく相談・通報制度により、経営幹部等の不正が通報された場合は、速やかに監査役に報告します。
- ・ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役及び監査役会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と連携することができるほか、取締役会・役員会等の重要な会議に出席することができ、その場において必要な意見を述べ、または説明を求めることができます。
- ・ 監査役は社長並びに取締役、内部監査部署及び会計監査人とは、意思疎通をはかるため定期的に意見交換会を開催します。
- ・ 監査役は会計監査人を監視及び検証し、会計監査人の独立性を確保するとともに会計監査人の監査報告について独自に報告を受けられます。

なお、前10項に係る社内規程、規定、制度、マニュアル、手続き等は各担当部門において継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善等を行います。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部   |        | 負 債 の 部          |        |
|-----------|--------|------------------|--------|
| 科 目       | 金 額    | 科 目              | 金 額    |
| 流動資産      | 20,239 | 流動負債             | 4,842  |
| 現金及び預金    | 7,836  | 支払手形及び買掛金        | 2,619  |
| 受取手形及び売掛金 | 5,988  | リース債務            | 99     |
| 商品及び製品    | 5,057  | 未払法人税等           | 781    |
| 原材料及び貯蔵品  | 529    | 賞与引当金            | 310    |
| 繰延税金資産    | 229    | 役員賞与引当金          | 21     |
| その他       | 609    | その他              | 1,009  |
| 貸倒引当金     | △11    | 固定負債             | 2,209  |
| 固定資産      | 17,829 | リース債務            | 640    |
| 有形固定資産    | 14,127 | 繰延税金負債           | 8      |
| 建物及び構築物   | 5,033  | 再評価に係る繰延税金負債     | 329    |
| 機械装置及び運搬具 | 392    | 退職給付に係る負債        | 841    |
| 土地        | 7,280  | 資産除去債務           | 45     |
| リース資産     | 1,199  | その他              | 343    |
| その他       | 221    | 負債の部合計           | 7,051  |
| 無形固定資産    | 1,125  | 純 資 産 の 部        |        |
| のれん       | 36     | 株主資本             | 37,110 |
| リース資産     | 110    | 資本金              | 1,405  |
| その他       | 978    | 資本剰余金            | 1,304  |
| 投資その他の資産  | 2,576  | 利益剰余金            | 35,278 |
| 投資有価証券    | 239    | 自己株式             | △878   |
| 長期貸付金     | 66     | その他の包括利益累計額      | △6,123 |
| 繰延税金資産    | 270    | その他有価証券評価差額金     | 87     |
| その他       | 2,052  | 繰延ヘッジ損益          | 22     |
| 貸倒引当金     | △53    | 土地再評価差額金         | △6,228 |
| 資産の部合計    | 38,068 | 退職給付に係る調整<br>累計額 | △4     |
|           |        | 少数株主持分           | 30     |
|           |        | 純資産の部合計          | 31,017 |
|           |        | 負債及び純資産の部合計      | 38,068 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から)  
(平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金 額    |
|-----------------------------|--------|
| 売 上 高                       | 49,361 |
| 売 上 原 価                     | 34,068 |
| 売 上 総 利 益                   | 15,292 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         | 13,300 |
| 営 業 利 益                     | 1,991  |
| 営 業 外 収 益                   | 238    |
| 営 業 外 費 用                   | 111    |
| 経 常 利 益                     | 2,118  |
| 特 別 利 益                     | 114    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 105    |
| 保 険 解 約 返 戻 金               | 8      |
| 特 別 損 失                     | 62     |
| 減 損 損 失                     | 27     |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損         | 35     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       | 2,170  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 970    |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △27    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 | 1,227  |
| 少 数 株 主 損 失 ( △ )           | △43    |
| 当 期 純 利 益                   | 1,271  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |       |        |      |        |
|-------------------------------|---------|-------|--------|------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                     | 1,405   | 1,304 | 34,489 | △877 | 36,321 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |       |        |      |        |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |       | △515   |      | △515   |
| 当 期 純 利 益                     |         |       | 1,271  |      | 1,271  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |       |        | △0   | △0     |
| 連 結 範 囲 の 変 動                 |         |       | 33     |      | 33     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |      | -      |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -       | -     | 789    | △0   | 788    |
| 当 期 末 残 高                     | 1,405   | 1,304 | 35,278 | △878 | 37,110 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |             |                  |                   |                     |                     | 少<br>株<br>持<br>数<br>主<br>分 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------------|-----------------------|-------------|------------------|-------------------|---------------------|---------------------|----------------------------|-----------|
|                               | その他有価<br>証券評<br>価差    | 繰延ヘッジ<br>損益 | 土 地 再 評 価<br>差 額 | 退職給付に<br>係る累<br>計 | その他の包括<br>利益累計<br>額 | その他の包括<br>利益累計<br>額 |                            |           |
| 当 期 首 残 高                     | 236                   | 2           | △6,228           |                   | -                   | △5,989              | 72                         | 30,403    |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |             |                  |                   |                     |                     |                            |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |             |                  |                   |                     |                     |                            | △515      |
| 当 期 純 利 益                     |                       |             |                  |                   |                     |                     |                            | 1,271     |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |             |                  |                   |                     |                     |                            | △0        |
| 連 結 範 囲 の 変 動                 |                       |             |                  |                   |                     |                     |                            | 33        |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △148                  | 19          | -                | △4                | △133                |                     | △42                        | △175      |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △148                  | 19          | -                | △4                | △133                |                     | △42                        | 613       |
| 当 期 末 残 高                     | 87                    | 22          | △6,228           |                   | △4                  | △6,123              | 30                         | 31,017    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 7社

連結子会社は、商い支援(株)、シモジマ加工紙(株)、サンワ(株)、(株)リード商事、ハイコーパック(株)、(有)彩光社、(株)エステシーであります。

なお、(株)エステシーは、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社 2社

非連結子会社である下島（上海）商貿有限公司、台湾下島包装股份有限公司は、小規模会社であり、かつ、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

###### その他有価証券

・ 時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ロ. デリバティブ

時価法

###### ハ. たな卸資産

・ 商品・製品

売価還元法による原価法

店 舗

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

店舗以外

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・ 原材料

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

## ② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産  
(リース資産除く)

ロ. 無形固定資産  
(リース資産除く)

ハ. リース資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## ③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

ロ. 賞与引当金

ハ. 役員賞与引当金

当社及び連結子会社の一部は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

当社及び連結子会社の一部は、従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

当社及び連結子会社の一部は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

## ④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の  
期間帰属方法

ロ. 数理計算上の差異の  
費用処理方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

## ⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ハ. ヘッジ方針

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段…為替予約取引  
ヘッジ対象…外貨建金銭債務

外貨建仕入取引について、為替相場の変動によるリスクをヘッジするため為替予約を行っております。

また、外貨建仕入の成約高の範囲内で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

## 二、ヘッジの有効性評価の方法

### ⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却しております。

### ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## (5) 会計方針の変更

### (退職給付に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を適用しております。(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)これにより、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債841百万円が計上されております。また、その他の包括利益累計額が4百万円減少しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,548百万円 |
| (2) 受取手形裏書譲渡高      | 25百万円    |
| (3) 事業用土地の再評価      |          |

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,259百万円

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数  
 普通株式 24,257,826株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決 議                   | 株式の<br>種 類 | 配当金の<br>総 額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配 当 額<br>(円) | 基 準 日       | 効 力 発 生 日   |
|-----------------------|------------|----------------------|-----------------------|-------------|-------------|
| 平成25年 6月25日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式   | 258                  | 11                    | 平成25年 3月31日 | 平成25年 6月26日 |
| 平成25年10月31日<br>取締役会   | 普通<br>株式   | 258                  | 11                    | 平成25年 9月30日 | 平成25年12月10日 |

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
 平成26年 6月24日開催の第53回定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

| 株 式 の<br>種 類 | 配当金の<br>総 額<br>(百万円) | 配 当 金 の<br>原 資 | 1株当たり<br>配 当 額<br>(円) | 基 準 日       | 効 力 発 生 日   |
|--------------|----------------------|----------------|-----------------------|-------------|-------------|
| 普通株式         | 258                  | 利益剰余金          | 11                    | 平成26年 3月31日 | 平成26年 6月25日 |

### 4. 金融商品に関する注記

#### 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的に価格変動リスクが僅少で容易に換金可能な運用としています。デリバティブはリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に株式で取引先の持株会加入により取得したものであり、市場価格の変動によるリスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、決済用の外貨預金を保有することとデリバティブ取引でヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての仕入契約に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規定に従い、営業債権について所管する担当部門が必要な取引先の状況を定期的に評価し、取引相手ごとに残高管理をするとともに、回収懸念の早期把握や軽減をはかっています。連結子会社においても、当社の与信管理規定に準じて同様な管理を行っています。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|                                    | 連 結<br>貸 借 対 照 表<br>計 上 額<br>(*1) | 時 価     | 差 額 |
|------------------------------------|-----------------------------------|---------|-----|
| ① 現金及び預金                           | 7,836                             | 7,836   | —   |
| ② 受取手形及び売掛金                        | 5,988                             | 5,988   | —   |
| ③ 投資有価証券<br>その他有価証券                | 238                               | 238     | —   |
| ④ 支払手形及び買掛金 (*1)                   | (2,619)                           | (2,619) | —   |
| ⑤ デリバティブ取引 (*2)<br>ヘッジ会計が適用されているもの | 34                                | 34      | —   |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で表示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の負債となる項目については、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

上場株式の時価については、取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ デリバティブ取引

時価の算定方法は取引先金融機関より提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 (単位：百万円)

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 1          |

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

#### 5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

#### 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,320円26銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 54円16銭    |

#### 7. 重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

#### 8. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部   |        | 負 債 の 部      |        |
|-----------|--------|--------------|--------|
| 科 目       | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
| 流動資産      | 19,013 | 流動負債         | 4,255  |
| 現金及び預金    | 7,150  | 支払手形         | 67     |
| 受取手形      | 800    | 買掛金          | 2,190  |
| 売掛金       | 4,637  | リース債務        | 84     |
| 商品        | 4,825  | 未払法人税等       | 741    |
| 材料及び貯蔵品   | 412    | 賞与引当金        | 279    |
| 繰延税金資産    | 212    | 役員賞与引当金      | 19     |
| 繰延税金資産    | 983    | その他          | 873    |
| 貸倒引当金     | △8     | 固定負債         | 2,002  |
| 固定資産      | 18,073 | リース債務        | 604    |
| 有形固定資産    | 12,732 | 預り敷金保証金      | 116    |
| 建物        | 4,196  | 長期未払金        | 123    |
| 構築物       | 22     | 再評価に係る繰延税金負債 | 329    |
| 機械装置      | 218    | 退職給付引当金      | 782    |
| 車両運搬具     | 0      | 資産除去債務       | 45     |
| 工具・器具及び備品 | 98     | 負債の部合計       | 6,257  |
| 土地        | 6,906  | 純資産の部        |        |
| リース資産     | 1,188  | 株主資本         | 36,948 |
| 建設仮勘定     | 99     | 資本金          | 1,405  |
| 無形固定資産    | 996    | 資本剰余金        | 1,304  |
| ソフトウェア    | 884    | 資本準備金        | 1,273  |
| リース資産     | 72     | その他資本剰余金     | 31     |
| その他       | 39     | 利益剰余金        | 35,108 |
| 投資その他の資産  | 4,345  | 利益準備金        | 351    |
| 投資有価証券    | 231    | その他利益剰余金     | 34,757 |
| 関係会社株     | 521    | 固定資産圧縮積立金    | 48     |
| 出資        | 22     | 別途積立金        | 33,200 |
| 長期貸付金     | 1,666  | 繰越利益剰余金      | 1,508  |
| 繰延税金資産    | 268    | 自己株式         | △870   |
| 敷金・保証金    | 367    | 評価・換算差額等     | △6,118 |
| 保険積立金     | 1,272  | 其他有価証券評価差額金  | 87     |
| その他       | 32     | 繰延ヘッジ損益      | 22     |
| 貸倒引当金     | △38    | 土地再評価差額金     | △6,228 |
| 資産の部合計    | 37,087 | 純資産の部合計      | 30,829 |
|           |        | 負債及び純資産の部合計  | 37,087 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額    |
|-------------------------|--------|
| 売 上 高                   | 45,736 |
| 売 上 原 価                 | 31,550 |
| 売 上 総 利 益               | 14,185 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 12,235 |
| 営 業 利 益                 | 1,950  |
| 営 業 外 収 益               | 240    |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 44     |
| 受 取 賃 貸 料               | 44     |
| そ の 他                   | 152    |
| 営 業 外 費 用               | 114    |
| 売 上 割 引                 | 31     |
| 為 替 差 損                 | 53     |
| そ の 他                   | 29     |
| 経 常 利 益                 | 2,076  |
| 特 別 利 益                 | 113    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 105    |
| 保 険 解 約 返 戻 金           | 8      |
| 特 別 損 失                 | 62     |
| 減 損 損 失                 | 27     |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損     | 35     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 2,127  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 918    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △23    |
| 当 期 純 利 益               | 1,233  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本   |           |                 |             |               |                   |           |               |             |           |      | 自 己 株  | 株 資 合 | 主 本 計 |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------------|-------------|---------------|-------------------|-----------|---------------|-------------|-----------|------|--------|-------|-------|
|                         | 資 本 剰 余 金 |           |                 |             | 利 益 剰 余 金     |                   |           |               |             |           |      |        |       |       |
|                         | 資 本 金     | 資 本 準 備 金 | そ の 他 本 資 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | 利 益 準 備 金     | そ の 他 利 益 剰 余 金   |           |               | 利 益 剰 余 金 計 | 益 剰 余 金 計 |      |        |       |       |
|                         |           |           |                 |             | 特 別 償 却 準 備 金 | 固 定 資 産 任 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |             |           |      |        |       |       |
| 当 期 首 残 高               | 1,405     | 1,273     | 31              | 1,304       | 351           | 0                 | 50        | 32,200        | 1,789       | 34,391    | △870 | 36,231 |       |       |
| 事業年度中の変動額               |           |           |                 |             |               |                   |           |               |             |           |      |        |       |       |
| 特別償却準備金の取崩し             |           |           |                 |             |               | △0                |           |               | 0           | -         |      | -      |       |       |
| 圧縮積立金の取崩し               |           |           |                 |             |               |                   | △1        |               | 1           | -         |      | -      |       |       |
| 別途積立金の積立て               |           |           |                 |             |               |                   |           | 1,000         | △1,000      | -         |      | -      |       |       |
| 剰余金の配当                  |           |           |                 |             |               |                   |           |               | △516        | △516      |      | △516   |       |       |
| 当期純利益                   |           |           |                 |             |               |                   |           |               | 1,233       | 1,233     |      | 1,233  |       |       |
| 自己株式の取得                 |           |           |                 |             |               |                   |           |               |             | -         | △0   | △0     |       |       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |                 |             |               |                   |           |               |             |           |      |        |       |       |
| 事業年度中の変動額合計             | -         | -         | -               | -           | -             | △0                | △1        | 1,000         | △280        | 717       | △0   | 716    |       |       |
| 当 期 末 残 高               | 1,405     | 1,273     | 31              | 1,304       | 351           | -                 | 48        | 33,200        | 1,508       | 35,108    | △870 | 36,948 |       |       |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |         |          |            |        | 純 資 産 合 計 |        |
|-------------------------|-----------------|---------|----------|------------|--------|-----------|--------|
|                         | その他有価証券評価差額金    | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |           |        |
| 当 期 首 残 高               |                 | 236     |          | 2          | △6,228 | △5,989    | 30,242 |
| 事業年度中の変動額               |                 |         |          |            |        |           |        |
| 特別償却準備金の取崩し             |                 |         |          |            |        |           | -      |
| 圧縮積立金の取崩し               |                 |         |          |            |        |           | -      |
| 別途積立金の積立て               |                 |         |          |            |        |           | -      |
| 剰余金の配当                  |                 |         |          |            |        |           | △516   |
| 当期純利益                   |                 |         |          |            |        |           | 1,233  |
| 自己株式の取得                 |                 |         |          |            |        |           | △0     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |                 | △149    |          | 19         | -      | △129      | △129   |
| 事業年度中の変動額合計             |                 | △149    |          | 19         | -      | △129      | 587    |
| 当 期 末 残 高               |                 | 87      |          | 22         | △6,228 | △6,118    | 30,829 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

店 舗

売価還元法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

店舗以外

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

また、のれんについては、のれんの効果の及ぶ期間（5年）にわたって均等償却を行っております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当期における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
過去勤務費用は、その発生時に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

外貨建仕入取引について、為替相場の変動によるリスクをヘッジするため為替予約を行っております。また、外貨建仕入の成約高の範囲内で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- |                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                 | 8,294百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。 |          |
| ① 短期金銭債権                           | 666百万円   |
| ② 長期金銭債権                           | 1,666百万円 |
| ③ 短期金銭債務                           | 404百万円   |

### (3) 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,259百万円

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は、次のとおりであります。

- |              |          |
|--------------|----------|
| ① 売上高        | 418百万円   |
| ② 仕入高        | 3,452百万円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 1,082百万円 |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 41百万円    |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 779,032株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### ① 繰延税金資産

(流動)

|       |            |     |
|-------|------------|-----|
| 事業税   | 52         | 百万円 |
| 賞与引当金 | 99         |     |
| 貸倒引当金 | 16         |     |
| その他   | 56         |     |
| 計     | <u>224</u> |     |

(固定)

|            |            |  |
|------------|------------|--|
| 退職給付引当金    | 278        |  |
| 長期未払金      | 43         |  |
| 関係会社出資金評価損 | 64         |  |
| その他        | 23         |  |
| 計          | <u>410</u> |  |
| 繰延税金資産小計   | 634        |  |
| 評価性引当額     | <u>△64</u> |  |
| 繰延税金資産計    | <u>570</u> |  |

### ② 繰延税金負債

(流動)

|         |           |     |
|---------|-----------|-----|
| 繰延ヘッジ損益 | 12        | 百万円 |
| 計       | <u>12</u> |     |

(固定)

|              |           |  |
|--------------|-----------|--|
| 固定資産圧縮積立金    | 29        |  |
| 特別償却準備金      | —         |  |
| その他有価証券評価差額金 | 48        |  |
| 計            | <u>77</u> |  |
| 繰延税金負債計      | <u>90</u> |  |

### ③ 繰延税金資産の純額

480

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 属性        | 氏名  | 議決権等の<br>所有割合<br>(%) | 関係内容  |          | 取引内容                    | 取引金額    | 科目  | 期末残高 |
|-----------|-----|----------------------|-------|----------|-------------------------|---------|-----|------|
|           |     |                      | 役員兼任等 | 事業上の関係   |                         |         |     |      |
| 役員及びその近親者 | 谷中正 | なし                   | なし    | 紙製品の加工委託 | 紙袋の加工(注)1<br>原材料の支給(注)1 | 12<br>3 | 買掛金 | 1    |

(2) 子会社等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称   | 議決権等の<br>所有割合<br>(%) | 関係内容  |             | 取引内容                    | 取引金額           | 科目                    | 期末残高            |
|-----|----------|----------------------|-------|-------------|-------------------------|----------------|-----------------------|-----------------|
|     |          |                      | 役員兼任等 | 事業上の関係      |                         |                |                       |                 |
| 子会社 | シモジマ加工紙㈱ | (所有)直接100.0          | 兼任2人  | 物流業務委託      | 倉敷料の取配当金                | 1,022          | 未払金                   | 300             |
| 子会社 | サンワ㈱     | (所有)直接100.0          | 兼任3人  | 当社の販売       | 資金の付2<br>貸借料の取          | -              | 短期貸付金<br>長期貸付金        | 72<br>258       |
| 子会社 | ㈱リード商事   | (所有)直接100.0          | 兼任1人  | 当社の販売       | 資金の付3<br>貸借料の取          | 13             | 短期貸付金<br>長期貸付金        | 72<br>500       |
| 子会社 | ハイコーパック㈱ | (所有)直接25.0           | 兼任1人  | 紙製品の加工委託    | 紙袋の加工(注)1<br>原材料の支給(注)1 | 2,052<br>1,159 | 未収入金                  | 229             |
| 子会社 | ㈱エステシー   | (所有)直接100.0          | 兼任1人  | 紙製品・化粧品等の輸入 | 資金の付4<br>商品仕入(注)1       | 13<br>2,238    | 短期貸付金<br>長期貸付金<br>買掛金 | 67<br>796<br>63 |

- (注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっています。  
 2. 市場金利を勘案し利率を合理的に決定しており、返済期限は平成30年10月20日(毎月返済)であります。なお、担保は受け入れておりません。  
 3. 市場金利を勘案し利率を合理的に決定しており、返済期限は平成32年3月20日(毎月返済)であります。なお、担保は受け入れておりません。  
 4. 市場金利を勘案し利率を合理的に決定しており、返済期限は平成39年9月20日(毎月返済)であります。なお、担保は受け入れておりません。  
 5. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額  
 (2) 1株当たり当期純利益

1,313円8銭  
 52円54銭

8. 重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月21日

株式会社 シモジマ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 星 野 正 司 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 立 石 康 人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シモジマの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シモジマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月21日

株式会社 シモジマ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 星野正司 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 立石康人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シモジマの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書、契約書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、また、その子会社を訪問し質問等による調査を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月23日

株式会社シモジマ 監査役会

常勤監査役 平 松 幸 義 ㊟

常勤監査役 白 沢 育 男 ㊟

社外監査役 船 井 勝 仁 ㊟

社外監査役 佐 藤 裕 一 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第53期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は258,266,734円となります。

また、平成25年12月10日において中間配当金として11円（普通株式1株につき）をお支払しておりますので、通期では1株につき22円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月25日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化をはかるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### ① 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 800百万円

##### ② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 800百万円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、現行定款第5条（公告方法）につき、当社の公告方法を日本経済新聞社から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります（変更案第16条）。本条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。
- (4) 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材を継続して招聘できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります（変更案第28条、第35条）。本条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。  
なお、変更案第28条（取締役の責任限定）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (5) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります（変更案第32条、第33条）。本条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

### 2. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.項から2.項 (条文省略)<br/>3.項 一.から十六. (条文省略)<br/>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>4.項から6.項 (条文省略)</p> <p>(公告方法)<br/>第5条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(目的)<br/>第2条 (現行どおり)</p> <p>1.項から2.項 (現行どおり)<br/>3.項 一.から十六. (現行どおり)<br/><u>十七.各種教室および講座等、スクール・カルチャー等に関するビジネス</u><br/><u>十八.再生エネルギーによる電力会社への売電</u></p> <p>4.項から6.項 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)<br/>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> |

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第16条から第26条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>                                                                 | <p>第17条から第27条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任限定)</u></p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし、<u>当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>                                                                         |
| <p>第27条から第29条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第29条から第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の任期)<br/>第<u>31</u>条 (条文省略)</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第<u>32</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>33</u>条から第<u>41</u>条 (条文省略)</p> | <p>(監査役の任期)<br/>第<u>33</u>条 (現行どおり)</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第<u>34</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任限定)</u></p> <p>第<u>35</u>条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第<u>36</u>条から第<u>44</u>条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（11名）は任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、当社は社外取締役の選任をしておりませんでした。コーポレート・ガバナンスの一層の強化をはかるため、候補者には社外取締役1名も含まれております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | しもじま 下島和光<br>(昭和28年9月24日生) | 昭和58年1月 シモジマ商事(株)入社<br>平成元年4月 同社東京第三営業部長に就任<br>平成2年6月 同社取締役に就任<br>平成3年4月 当社取締役に就任<br>平成6年7月 当社常務取締役経営企画室長に就任<br>平成13年4月 当社常務取締役営業本部長に就任<br>平成16年6月 当社代表取締役専務に就任<br>平成17年4月 当社代表取締役社長に就任<br>(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>サンワ(株)取締役会長    | 713,781株            |
| 2     | や谷 中浩三<br>(昭和22年10月30日生)   | 昭和41年4月 (株)シモジマ入社<br>平成元年4月 シモジマ商事(株)経理部長に就任<br>平成3年4月 当社監査室長に就任<br>平成6年6月 当社常勤監査役に就任<br>平成12年6月 当社取締役経理部長に就任<br>平成18年6月 当社取締役経理本部長に就任<br>平成20年6月 当社常務取締役経理本部長に就任<br>平成24年6月 当社専務取締役経理本部長に就任<br>平成25年5月 当社専務取締役管理本部長に就任<br>(現任) | 61,985株             |



| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|--------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 3      | よこやま しょうぞう<br>横山 庄蔵<br>(昭和31年11月4日生) | 昭和 54年 4月 (株)シモジマ入社<br>平成 8年 4月 当社東京営業部長に就任<br>平成 10年 4月 当社関東営業部長に就任<br>平成 15年 4月 当社業態開発部長に就任<br>平成 16年 6月 当社取締役営業副本部長に就任<br>平成 18年 6月 当社取締役営業本部長に就任<br>平成 20年 6月 当社常務取締役営業本部長に就任<br>平成 21年 12月 当社常務取締役営業統括本部長に就任<br>(現任) | 10,400株             |
| 4      | しもじま こうめい<br>下島 公明<br>(昭和32年9月15日生)  | 昭和 55年 4月 (株)シモジマ入社<br>昭和 63年 4月 シモジマ商事(株)電算室長に就任<br>平成 6年 6月 当社取締役電算室長に就任<br>平成 13年 4月 当社取締役情報システム部長に就任<br>平成 14年 6月 当社取締役監査室長に就任<br>平成 24年 6月 当社常務取締役監査室長に就任<br>(現任)                                                    | 724,600株            |
| ※<br>5 | ふな い かつ ひと<br>船井 勝仁<br>(昭和39年5月26日生) | 昭和 63年 4月 (株)船井総合研究所入所<br>平成 10年 3月 同社常務取締役業務本部副部長<br>平成 19年 6月 当社社外監査役に就任 (現任)<br>平成 20年 3月 (株)船井本社代表取締役 (現任)                                                                                                            | 一株                  |

(注) 1.各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

2.※は、新任の取締役候補者であります。

3.船井勝仁氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社の社外監査役でありましたが、本株主総会の終結の時をもって、社外監査役を辞任し取締役の選任をお願いするものであります。なお、監査役としての在任期間は7年であります。

4.社外取締役候補者とする理由について

船井勝仁氏につきましては、永年経営コンサルティング会社の取締役として経営に関与されております。経営全般の監視並びに取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・意見を期待できると判断しております。

5.社外取締役の独立性等について

船井勝仁氏につきましては、当社経営に対して客観的意見や助言を述べていただくなどにより、一般株主と同様の立場において意思決定が行われ、監督機能の実効性が確保できるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

6.船井勝仁氏が原案どおり選任された場合は、本定時株主総会に付議しております定款の変更、第28条（取締役の責任限定）のご承認を得られましたら、変更後の定款規定及び会社法第427条第1項に基づき、同法第423条の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

7.当社は、船井勝仁氏が原案どおり選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役白沢育男氏及び佐藤裕一氏の両名は任期満了となり、また、監査役船井勝仁氏は辞任いたします。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ※1    | くわ こ ゆき ひこ<br>桑 子 幸 彦<br>(昭和29年7月28日生)  | 昭和52年4月 ㈱シモジマ入社<br>昭和59年10月 当社名古屋長者町店長に就任<br>平成7年8月 当社名古屋明道町店長に就任<br>平成13年9月 当社名古屋店長に就任<br>平成22年6月 当社取締役販売副本部長に就任<br>(現任)                                                                 | 6,133株      |
| 2     | さ とう ゆう いち<br>佐 藤 裕 一<br>(昭和25年5月10日生)  | 昭和54年3月 公認会計士登録<br>昭和60年8月 中央監査法人社員<br>昭和63年6月 同代表社員<br>平成12年3月 中央コンサルティング㈱入社<br>平成18年11月 公認会計士佐藤裕一事務所開所<br>(現任)<br>平成22年6月 当社社外監査役に就任(現任)<br>平成22年6月 エイバックス・グループ・ホールディングス㈱社外取締役(現任)      | 一株          |
| ※3    | えの もと みね お<br>榎 本 峰 夫<br>(昭和25年12月12日生) | 昭和50年10月 司法試験合格<br>昭和53年4月 弁護士会登録(東京弁護士会)<br>平成12年5月 榎本峰夫法律事務所主宰(現任)<br>平成16年5月 ㈱サミーネットワークス社外監査役(現任)<br>平成16年6月 ㈱セガ社外監査役(現任)<br>平成18年6月 日本工営㈱社外監査役(現任)<br>平成19年6月 セガサミーホールディングス㈱社外監査役(現任) | 一株          |

(注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.※は、新任の監査役候補者であります。

3.佐藤裕一氏及び榎本峰夫氏は、社外監査役候補者であります。

#### 4. 社外監査役候補者とする理由について

(1) 佐藤裕一氏につきましては、永年の公認会計士としての高度な専門的識見並びに監査実績と培われた経理・財務知識を有しており、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・意見を期待できると判断しており、選任をお願いするものであります。

佐藤裕一氏は、本株主総会の終結の時をもって、監査役としての在任期間は4年となります。

(2) 榎本峰夫氏につきましては、永年の弁護士として培われた高度な識見と豊富な経験に基づく審判実績を有し、社外監査役として専門的かつ客観的な視点で適切な助言・意見を行うことにより、当社の公正性と透明性のある監査体制を遂行できるものと判断しており、選任をお願いするものであります。

#### 5. 監査役の独立性等について

(1) 佐藤裕一氏につきましては、公認会計士として監査実績及び経理・財務に関する専門知識保有し、当社を取り巻く経営環境や諸事情にも精通し、経営陣から一定の距離を取りながら当社の経営を監視していただいております。これ等により、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した存在であると判断しております。

(2) 榎本峰夫氏につきましては、弁護士として豊富な経験により当社を取り巻く経営環境や諸事情にも精通し、公正かつ中立的な立場において、適切な助言や監督を行なっていただくことにより、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した存在であると判断しております。

6. 当社は、佐藤裕一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が原案どおり再任された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

並びに、榎本峰夫氏が選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

7. 佐藤裕一氏及び榎本峰夫氏が原案どおり選任された場合は、本定時株主総会に付議しております定款の変更、第35条（監査役の実任）のご承認を得られましたら、変更後の定款規定及び会社法第427条第1項に基づき、両氏との間で同法第423条の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                | 所有する<br>株式の数 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 唐澤貴夫<br>(昭和34年9月29日生) | 平成 2年 4月 弁護士登録 (第2東京弁護士会)<br>平成 2年 4月 兼子・岩松法律事務所入所<br>平成 16年 7月 財務省関東財務局証券検査官<br>平成 18年 3月 兼子・岩松法律事務所復帰 (現任)<br>平成 22年 6月 ニューリアルプロパティ(株)監査役(現任) | 一株           |

(注) 1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.唐澤貴夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3.選任決議の効力は、本定時株主総会に付議しております定款の変更第32条 (監査役の選任) 第3項及び第4項、第33条 (監査役の任期) 第2項のご承認を得ましたら、変更後の定款規定に従うものとします。

4.補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができる判断する理由

(1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について

唐澤貴夫氏につきましては、永年の弁護士として培われた企業法務等の法務知識を監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができる判断する理由について

唐澤貴夫氏につきましては、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての企業法務をはじめ国内外企業との提携や企業再生案件など専門的立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・意見を期待できると判断しております。

5.唐澤貴夫氏の補欠監査役選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

6.唐澤貴夫氏が監査役に就任した場合には、本定時株主総会に付議しております定款の変更、第35条 (監査役の実任) 第2項のご承認を得られましたら、変更後の定款規定及び会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上





# 定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋浜町一丁目 8 番12号

東実年金会館 4階会議室 Tel.03-5687-1741



## 最 寄 駅

- ① 都営新宿線「浜町駅」 A 1 出口徒歩約 3 分
- ② 都営浅草線「東日本橋駅」 B 1・B 2 出口徒歩約 7 分
- ③ 都営浅草線・東京メトロ日比谷線  
「人形町駅」 A 4 出口徒歩約 10 分

◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。